

平成29年 第18回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 審議結果	4
○ 会議の顛末（速記録）	5 ~ 25

○ 会議日程・付議事件

会議日時 平成29年11月16日（木） 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第36号	平成29年度川西市一般会計補正予算について	
5	議案第37号	川西市教育相談センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	
6	議案第38号	川西市子ども・若者育成支援計画（案）に対する意見 提出手続の実施について	
7	議案第39号	川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の制定 について	
8	議案第40号	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営 に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
9		諸報告	

○ 出席者

教 育 長 牛 尾 巧

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

○ 説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	木下博
総務調整室長 兼教育推進部参事（学校教育室担当）	中西哲
こども家庭室長	山元昇
学校教育室長	岸敬三
教育推進部参事兼学校指導課長	伊豆崇
まなび支援室長	枘川隆雄
教育総務課長	藪内寿子
教職員課長	武富祥平
こども・若者政策課長	岩脇茂樹
子育て・家庭支援課長	増田善則
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
学務課長	志波仁史
生徒指導支援課長兼青少年センター所長	西門隆博
教育相談センター所長	荒木浩
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
地域こども支援課長	大屋敷美子
中央図書館長	村山尚子
中央公民館長	藤井恵子
公共施設マネジメント室主幹 （施設整備担当）	小林尚司

○ 議事録作成者

教育総務課主査	岸本匡史
---------	------

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 36	平成29年度川西市一般会計補正予算について	29.11.16	29.11.16	可 決
議案 37	川西市教育相談センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	29.11.16	29.11.16	可 決
議案 38	川西市子ども・若者育成支援計画（案）に対する意見提出手続の実施について	29.11.16	29.11.16	可 決
議案 39	川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の制定について	29.11.16	29.11.16	可 決
議案 40	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	29.11.16	29.11.16	可 決

[開会 午後2時]

- 牛尾教育長 それでは、只今より、平成29年第18回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- 牛尾教育長 まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育総務課長
（藪内） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 牛尾教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 牛尾教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、加藤委員、鈴木委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。
- 牛尾教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第16回定例会及び第17回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。
- 教育総務課長
（藪内） それではまず、第16回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第17回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。
- 最後に、署名委員の署名ということで、第16回定例会については磯部委員、服部委員に、第17回臨時会については服部委員、鈴木委員にご署名を頂戴しております。
- 以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。第16回定例会及び第17回臨時会の議事録につきましては、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

こども未来部長
(中塚) それでは、こども未来部からまず1点目、「児童虐待防止推進月間の取り組み」について報告させていただきます。

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待を防ぐための取組を推進しています。

本市におきましては、取組の一環として、去る11月1日(水)に川西能勢口駅周辺で街頭啓発を行い、兵庫県川西こども家庭センター、川西警察署、川西市歯科医師会などの関係諸機関から、合わせて20名の皆さまにご協力いただき、児童虐待防止のチラシなどを配付いたしました。

11月14日には、午後1時30分からアステ市民プラザにて、社団法人家庭養護促進協会 事務局長 橋本明さんを講師にお招きし、児童虐待防止講演会を開催いたしました。市民の皆さまなど29名にご参加いただき、地域の家庭で子どもが育つことの大切さについて学び、その後意見交換する機会となりました。

その他にも、川西能勢口駅周辺の歩行者デッキに啓発用のノボリを設置するなど、市民一人ひとりが子どもに関心を持っていただき、社会で子育てを支えていく意識が高まるよう、啓発活動に取り組んでいるところです。

また、行政におきましても、虐待を受けている児童などの早期発見、適切な保護、関係機関等の連携による組織的かつ効果的な対応を図るため、平成18年度に関係諸機関とで構成する「川西市要保護児童対策協議会」を設置し、保護が必要な家庭の実態把握のための情報交換や対応方法の検討などを行っているところです。

地域社会全体で児童を見守り、支えていくことを念頭におき、様々な関係機関との連携を図りながら、今後も児童虐待防止の取組を進めてまい

りたいと考えております。

1点目については以上でございます。

教育推進部長
(木下)

それでは、引き続き、私の方から教育推進部に係る事務状況について4点、ご報告いたします。

2点目、川西市教育委員会指定研究事業及び各種研究発表大会について、ご報告いたします。本年度の指定研究事業の期日と、各校の研究テーマを申し上げます。

11月14日(火)、川西南中学校では、「学ぶ意欲を育てる教科指導の推進」、副題としまして、「～教師の授業力と生徒の自主学習力の向上～」、12月8日(金)、川西小学校では、「つながり、認め合う集団づくり」、副題としまして「～自ら表現し、深め合える国語授業を目指して～」、1月19日(金)、清和台幼稚園では、「自ら考え、友達と意欲的に遊ぶ幼児を育てる」という、副題としまして「～ごっこ遊びにおける幼児の育ちと教師の援助～」、2月5日(月)、川西養護学校では、「より豊かなコミュニケーションをめざして」、副題としまして「～個に応じた支援のあり方を探り、自ら発信する力を育てる授業づくり～」という研究主題のもと、研究発表会を予定しております。

既に発表会を終えている川西南中学校では、教職員同士が組織的に深い学び合いを積み重ねてきた成果が発揮されており、今後開催される各校園においても同様に、質の高い公開授業及び研究報告になるものと期待しております。

一方、本市の指定研究事業だけではなく、校長会主催や県教委指定の研究発表会にも取り組んでいますので、あわせてご報告させていただきます。

11月8日(水)には、川西中学校において、「阪神地区中学校数学教育研究大会」が行われました。また、同日は、「市内中学校教科全体授業研究会」も行われ、中学校のすべての教員が各教科に分かれて、授業研究を通して、専門性の向上に取り組みました。

11月15日(水)は、緑台中学校において、「阪神地区中学校理科教育研究大会」が行われ、講演会では、服部教育委員より、今後の方向性を示唆するご講演をいただき、当該校のみならず、参加者にとっても実り多い研究発表会となりました。

11月17日(金)、あすになりますけれども、川西市文化会館において、兵庫県養護教諭研究協議大会が開催されます。県内のすべての養護教諭が、本市に一堂に会し、学校保健教育の充実に向けて、研鑽を深めてまいります。

1月26日（金）は、清和台南小学校において、「阪神地区小学校国語教育研究大会」、2月7日（水）は、東谷小学校において、県教育委員会指定の「地域の特色を生かした食育推進事業研究発表大会」が行われます。

様々な研究発表大会を通して、教職員の資質向上に努めてまいります。

3点目、第61回川西市立小学校・養護学校（小学部）連合音楽会について、ご報告いたします。

10月26日（木）川西市文化会館におきまして、16小学校の4年生及び川西養護学校小学部の子どもたちが、午前・午後の2部に分かれて、音楽を通じて、交流を図りました。

各校とも、創意工夫を凝らした楽器演奏や合唱などを発表しました。子どもたちは、ふだん経験することのない大きなステージで発表し、他校の子どもたちと共に歌い、聴き合うことを通して、音楽の楽しさや素晴らしさを感じることができました。

また、川西養護学校の発表では、清和台小学校の子どもたちが応援で出場し、客席の子どもたちも一体となって応援していました。自校だけではなく、他校の子どもたちを応援し、みんなで音楽を創り上げようとする気持ちが育っていることが分かりました。

連合音楽会は、音楽専科や学年の教員にとって、他校の指導技術や方法を学ぶ研修の場となっています。そして、各校においては、連合音楽会に向けて、音楽専科と学年の教員が協働して音楽を創り上げることを通して、指導技術だけではなく、教職員の協働体制の向上にも効果を発揮しています。そのような教職員の姿勢は、子どもたちに良い影響を与えているものと感じています。

4点目です。旧平賀邸一般公開の再開について、ご報告いたします。

川西市郷土館旧平賀邸につきましては、平成2年に郷土館に移築してから30年近くが経過し、外壁等の傷みが激しくなっていましたことから、6月15日から一般公開を中止しての本格的な修繕を行ってまいりました。本市文化財審議委員で神戸大学名誉教授の足立裕司先生の監修のもと、窓枠の塗装に関しては、建築当初の色の復元を試みるなど、建築されたときの状態にできるかぎり忠実な形になるよう修繕を進めるとともに、その他修繕箇所についても、文化財としての価値を損なわないよう、細心の注意をはらいながら修繕を進めてまいりました。途中、台風が来たことにより、9月17日に予定していました修理現場の公開事業が中止になるなどいたしました。特に工期に影響はなく予定どおり、10月末をもって修繕工事を終えることができました。11月1日より一般公開を再開しておりますので、ここでご報告させていただきます。

なお、引き続き、昨年度買い上げました郷土館入口隣接地の駐車場整備工事に着手してまいります。その工事の完了後には、来館者の利便性も向上しますことから、さらに市内外の方に郷土館を親しんでいただけますよう、普及啓発に努め、川西市の魅力発信に寄与してまいりたいと思います。

続きまして5点目、公民館の文化祭・文化のつどいについて、ご報告いたします。

各公民館では、文化の秋にちなみ、中央公民館の文化のつどいを皮切りに、11月25日・26日の東谷公民館の東谷市民文化まつりまで、11月中に文化祭を開催しております。

中央公民館では、11月1日から3日にかけて、「文化のつどい」を開催いたしました。現在の中央公民館で開催する最後の「文化のつどい」ということで、登録グループの皆さんがより一層思いをこめて、作品展示、模擬店、バザー、発表会を実施していただき、盛況のうちに終了いたしました。こども茶道教室の参加者も、最終回としてお点前を披露していただきました。

他の公民館については、地域のコミュニティと連携して、それぞれの地域の特色を出して、文化祭、どんとまつり、グリーンフェスタ、文化まつりを開催いたしております。

報告は以上です。ご多忙の中、ご参観いただきました教育委員の皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

こども未来部長
(中塚)

続きまして、最後6点目、10月分の教育委員の活動についてご報告いたします。

10月5日、教育委員協議会を郷土館で開催し、郷土館のイベントや旧平賀邸の改修状況を見学いただきました。また、10月19日、平成29年度第1回総合教育会議が開催され、市長と教育施策の課題について意見交換を行っていただいております。

また、加藤委員には、尼崎市で開催されました阪神7市1町教育委員会連合会研修会、和歌山県紀の川市で開催されました近畿市町村教育委員会研修大会にご出席いただいたほか、市立小学校・川西養護学校小学部の連合音楽会、市立幼稚園のなかよしフェスティバル、また、川西おもろ能にご出席いただきました。

磯部委員には、近畿市町村教育委員会研修大会にご出席いただいたほか、連合音楽会、なかよしフェスティバル、保育所、幼稚園、小学校の運動会にご出席いただきました。

服部委員には、大阪シニア自然大学校において市内天然記念物を案内、

北摂里山満願寺森の会、清和台東まち山の魅力づくりといった講演をされております。

鈴木委員には、近畿市町村教育委員会研修大会にご出席いただいたほか、連合音楽会、なかよしフェスティバル、保育所、幼稚園、小学校の運動会にご出席いただき、また、学校支援地域本部事業に関連して、久代小学校の放課後子ども教室を見学いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

鈴木委員

感想を申し上げたいのですが、3番の連合音楽会を拝見いたしました。どの学校も歌や演奏の完成度の高さや、子どもたちが楽しんで発表している様子、また聞く態度、それからステージへの入退場など、どれも立派で感動的でありました。ここまでの先生方のご指導に感謝したいと思います。ありがとうございました。

牛尾教育長

ありがとうございました。
ほかにごございませんか。

磯部委員

2番について意見がございます。毎年、研究事業や発表大会は行ける範囲で拝見をしておりますが、当日の発表まで、お忙しい中、どの研究発表もしっかりと準備をなさっていることがよくわかります。

今回も、川西市南中学校での国語と音楽の研究発表を拝見いたしました。国語は国語で、音楽は音楽で、市内で携わるそれぞれの教科の先生方全員に聞いていただきたい内容でした。当日、参加できる方はごく限られた方になってしまいますので、ここで研究されている内容は、いかに効果的に水平展開ができるかということが重要だと思います。

いろいろな方法があるとは思いますが、機会がございましたらこの研究内容をどのように水平展開し、どのように活かされているのかということも、お聞かせいただければと思います。

牛尾教育長

ありがとうございました。
ほかにごございませんか。

磯部委員

では、4番の旧平賀邸の一般公開の再開についてです。先日、郷土館まつりの際に改修後の平賀邸を拝見してまいりました。一見すると、本当に

新しくなったのかなと思うぐらい自然な感じで改修されていたのがよかったと思います。

当日は、地域のボランティアの方が平賀邸を見るに当たってのポイントをご説明してくださり、より魅力的に見学することができました。

それから、当日は平賀邸の歴史についての映像資料を拝見する機会がございました。平賀邸に実際にお住まいになっていたご親族の皆様がお作りになり、平賀邸内であれば今後も見ることができるといってお話を聞いてまいりました。

ぜひ、その映像資料も有効活用していただき、先ほどの報告にもありましたが、川西市の魅力発信、平賀邸をもっともっと魅力的に見ていただくツールに使っていただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

牛尾教育長

ほかにございませんか。

それぞれ公民館活動とか郷土館関係の活動、それぞれ所管の課長以下、職員の皆様も、準備や後片づけも含めて本当にご苦労さまでした。多くの市民の方々には広い形でお知らせもでき、そして楽しんでいただけたのではないかなと思っております。ご苦労さまでした。

牛尾教育長

それでは、事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長

では次に、日程第4、議案第36号「平成29年度川西市一般会計補正予算について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長
(籾内)

それでは、議案第36号「平成29年度川西市一般会計補正予算」についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成29年度における教育委員会関係予算について補正する必要があるためでございます。

それでは、議案書の2ページをお開きください。平成29年度12月補正予算明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、NO. 1 国庫補助金の民間保育所整備事業費補助金につきまして1, 419万4千円を増額しようとするもので、国の補助基準の変更及び補助対象施設である畦野こどもの里保育園の設計

変更による増額でございます。

NO. 2 県補助金の文化財保存整備事業費補助金では400万円を増額しようとするもので、台風21号の被害により、歴史民俗資料館の修繕が必要となったことによる増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

NO. 1、児童福祉費の保育所整備事業負担金、補助及び交付金で1,596万8千円を増額しようとするものです。これは、先ほどの歳入のNO. 1の国庫補助金を財源として、畦野こどもの里保育園に交付する補助金を増額するものでございます。

次に、NO. 2、NO. 3の市立幼稚園・保育所一体化施設整備事業の需用費において240万円を、備品購入費で40万円を増額しようとするものでございます。これは、川西保育所の仮設園舎設置に伴う遊具の移設や倉庫の新設等による増額でございます。

NO. 4、教育振興費の就学支援事業扶助費では2,087万7千円を増額しようとするものです。これは、就学援助費のうち、新入学用品費の入学前支給及び単価増額による増額でございます。NO. 5、生涯学習費の文化財事業需用費で800万円を増額しようとするものです。これは、歳入のNO. 2の県補助金を財源の一部としまして、台風21号による被害を受けた歴史民俗資料館の修繕を実施しようとするものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。繰越明許費補正でございます。

市立幼稚園・保育所一体化施設整備事業において、川西幼稚園と川西保育所を一体化した施設である認定こども園整備にあたり、関係者との調整等に時間を要し、設計業務の終了が平成30年度になる見込みであるため1,883万2千円を翌年度に繰越すものでございます。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

保育業務支援システム機器賃借としまして、5年間で294万円を限度額としております。これは、平成30年度に開設予定の牧の台みどりこども園において、園児の情報等を管理する保育業務支援システム機器等を賃借するためのものでございます。次に、牧の台みどりこども園交通安全警備業務といたしまして108万円を限度額と設定しております。これは、牧の台みどりこども園において、登園時の交通安全のための警備を実施するためのものでございます。

次に、川西保育所仮設園舎リースとしまして2年間で1億3,000万円を限度額として設定しております。これは、川西幼稚園と川西保育所を一体化した施設を川西保育所の敷地に建設するにあたり、その間、川西小学校の敷地内に川西保育所の仮設園舎を設置するためのものでございます。

次に、学校等文書集配業務としまして285万円を、また川西養護学校スクールバス運行管理委託事業としまして、3年間で2,859万5千円を限度額として設定しております。

続きまして、小・中・特別支援学校の電力供給契約に基づく電気料金といたしまして、1億6,824万3千円を、公民館、図書館の施設清掃業務委託としまして3年間で1,346万5千円を、保育所、認定こども園、幼稚園の廃棄物処理業務委託としまして単年度で405万9千円を、小学校、中学校、特別支援学校の廃棄物処理業務委託としまして3年間で3,703万7千円を、公民館の施設警備業務委託として5年間で295万9千円を、また、認定こども園、幼稚園、小・中・特別支援学校の電気工作物保安管理、空調保守、プール循環装置保守など施設設備保守管理業務委託として単年度で752万8千円を、また2年間で1,157万8千円を、3年間で441万5千円をそれぞれ限度額として設定しようとするものでございます。

これらの業務につきましては、平成30年4月1日以降の業務であります。平成29年度中に入札を実施し、契約する必要があります。この契約の担保として、平成29年度中に地方自治法第214条の規定により、債務の上限額を議会の議決により設定しようとするものでございます。

また、人件費につきましては市長部局の職員課で所管していることから、今回から資料の作成は省略させていただいております。

以上、平成29年度12月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

2ページの12月補正予算明細書で報告されている歴史民族資料館の修繕ですが、県からの補助金と合わせて1,000万円近くの修繕が必要となるようですが、歴史民族資料館のどのあたりの修繕が必要になったのでしょうか。

社会教育・文化財課長（井上）

修繕の歳出としましては、2ページに上がっております、見積もりをもとに算定にした予算が800万円で、県から400万円を補助していただけるということで進めようとしていますが、主な修繕箇所としては屋根でございます。茅で葺かれているところが、かなり傷んでいましたが、この間の21号の台風は風がすごかったと、大変だったということで、屋根の破損がかなりひどくなってしまったところで、今後、雨が降りますと雨漏

りの可能性、実際既にもう雨漏りがしてしまっているというところで、今回その屋根の修理にすぐ入らしていただきたい。

棟を押さえていたトタン板などがこの間の台風で落ちてしまっておりまして、ちょっと被害が大きかったところで、県に報告しましたところ、県の補助、災害のほうから補助が出るということでしたので、何とかそれにあわせて市のほうも補正予算を組んでというところで、今回12月補正で上げております。

以上でございます。

磯部委員

ありがとうございます。今のご報告の中で、雨漏りが実際にしているということですが、修繕に入れるまでの仮の措置みたいなものはなさっているのでしょうか。

社会教育・文化
財課長（井上）

特段、今すぐというところで手を打っていないところですが、雨漏り箇所には濡れないように敷物などをして防いだりはしています。少し応急処置的なことができないぐらいひどい状態の部分が一部あったりしますが、雨漏り箇所は今申し上げましたとおり、下が濡れないような形でするようにしておるところでございます。

それで、かろうじて今のところはよっぽど大雨が降らない限りは大丈夫だと思いますので、普通の雨ぐらいですと何とか耐えてくれるのではないかなというところです。

以上です。

磯部委員

ありがとうございます。ぜひ適切な応急処置をしていただき、ほかに被害が広がらないように、よろしく願いいたします。

牛尾教育長

ほかにございませんか。

加藤委員

3ページの債務負担行為補正の中で、期間の、例えば下の設備保守管理業務委託の期間にずれがありますが、主な理由は何でしょうか。その契約期間の問題なのか、内容の問題なのか。

教育総務課長
（藪内）

期間の差は、まず委託者側にしましたら、委託内容によって、例えば幼稚園なんかでありましたら幼稚園と保育所の一体化が進んでおります。数年先にはということもありますので、その内容等々に変更が生じる可能性がある場合は単年度で契約させていただいております。

また、受託者のほうの事情としましては、そのときの経済状況によって契約金額なんかに変更が生じたり、国なんかの動きによって規則等々が変わったことによって、契約内容が変わる可能性があるものについては、やはり単年度、もしくは単期間でというような契約になっております。

5年間というのは比較的安定的なサービス内容であるということで、おおむねその業者のほうも変更する可能性が低いというような内容になっておりますものについては、少し長期のほうでということで、主に契約のほうの担当で判断されているような状況でございます。

加藤委員 契約の判断をするのはどこの部署ですか。

教育総務課長
(藪内) 金額が大きいものになりますと、入札を行いますので、契約検査課になってまいります。

加藤委員 わかりました。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第36号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第5、議案第37号「川西市教育相談センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長
(藪内) それでは、議案第37号「川西市教育相談センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。本案は、川西市教育相談センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、効率的に事業を推進するため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

来年度の教育委員会の組織を検討するにあたり、これまでセンターが有していた相談機能に研修や教育の情報化に関する機能を加え、学校教育の支援に関する事業をまとめることを検討いたしました。

条例案の内容につきましては5ページでございますが、新旧対照表でご説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

条例の名称を含め、条例中の「教育相談センター」を「教育支援センター」に改め、第3条「事業」で、現在学校指導課で所管しています「教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること」「教育関係職員の研修に関すること」を追加しています。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしております。

説明は、以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第37号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号につきましては、可決されました。

牛尾教育長

では次に、日程第6、議案第38号「川西市子ども・若者育成支援計画(案)に対する意見提出手続の実施について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども・若者政策課長(岩脇)

それでは、議案第38号「川西市子ども・若者育成支援計画(案)に対する意見提出手続の実施について」ご説明をいたします。

議案書は、7ページをご覧ください。本案は、川西市子ども・若者育成支援計画の改定を行うにあたり、意見提出手続を実施することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決を求めらるるものであります。

お手元には資料として、資料1から資料3までをお配りしておりますが、

まず資料1からご覧ください。

川西市子ども・若者育成支援計画につきましては、今年度をもって現計画の期間が満了いたしますことから、新たに、計画期間を平成30年度から34年度までとした改定案を策定しているところでありまして、このたび「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づいて、この改定案に対し市民の方々から意見を募集する、いわゆるパブリックコメントを実施いたします。意見の募集期間は12月20日から来年平成30年の1月19日までの1か月間とし、また計画案の公表方法や意見の提出方法につきましては、資料1の2以降に記載しているとおりで予定をしております。実際にパブリックコメントに付します改定案は、資料3としてお配りしております冊子状のものになっておりますが、本日は、主に資料2としてお渡ししております「概要版」を使ってのご説明をさせていただきます。

まず、資料2「概要版」の中を開いていただきまして、左側のページには、改定案の第1章に記載をしています、計画の概要についてまとめてございます。「計画の期間」は、先ほども申しましたとおり、平成30年度から34年度までの5年間でございます。また「計画の対象」であります、特に思春期にあたる中学生から青年期にあたります概ね30歳未満の人を対象としていますが、社会生活を円滑に営む上で困難を有する40歳未満の人も対象に含めております。

次に右側のページには、本計画の基本理念と重点目標を記載しております。いずれも現計画から文言の変更はしておりませんが、それぞれの細目につきましては、主に本計画の策定にあたって組織いたしました専門委員会からの提案や進言に基づきまして、見直しを図っております。

まず、重点目標1の「すべての子ども若者への支援」につきましては、改定案の第3章に該当しておりまして、現計画では大きく3つの項目立てとしていたところを、改定案では5つの項目に分類をいたしまして、それぞれの課題と取り組みをまとめる形に修正しております。そのほか、1番目の「生きる力の育成と社会関係の充実」、また3番目の「健全育成環境の整備」、この両項目では、それぞれに細目を設けますことで、課題に対する方向性と取り組みの内容をより分かりやすく見ていただけるよう改めております。

次に、改定案では第4章にあたります重点目標の2につきましては、引きこもりや若年無業者など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族に対する支援に関する内容でございまして、国の大綱でも示されているとおり、今後、特に充実を図るべき部分として捉えております。改定案では、経済的困窮者への支援に関する項目を新たに設けま

した上で、支援対象者ごとの分類に統一して、それぞれの課題と取り組みを記述する形へと変更しております。

特に今回は、来年10月頃のオープンを予定しております「キセラ川西プラザ」内に設置する「こども・若者ステーション」で実施することとしております相談窓口や居場所などの支援事業につきまして、改定案では43ページから44ページにかけまして、詳細な説明を加えております。

続いて、概要版の裏面でございますが「6計画の推進に向けて」といたしまして、改定案の第5章の内容をまとめております。これも専門委員会からの積極的な進言もございまして本計画のPRに努めることを記載しておりますほか、新たに導入いたしました計画の定期的な検証と評価についての記述をしています。本計画で掲げます重点目標ごとに、市の後期基本計画との整合性も踏まえましたうえで、各々評価指標を3項目ずつ設定いたしましたして、また合わせて各事業におきましても簡易な評価指標を設けまして、翌年度以降の事業実施に生かすことができるようにと考えております。

最後に、全体を通じた改善点といたしましては、「現状」を記載いたします部分ではそれぞれのグラフについて認識しやすい大きさや色使いといったいたしましたこと、また取り組みを記載する表におきましては、事業ごとにそれぞれの対象年齢をアイコンとして表示いたしますなど、より見ていただきやすい表示となるような工夫も重ねたところでございます。

議案第38号の説明は以上であります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

まず、この育成支援計画案を拝見した感想です。先ほどのご説明で、アイコンをつけるなど表示にも工夫したということですが、全体的にとっても見やすくまとめられていると思います。これだけのたくさんの資料を見る際には見やすさということもとても大事で、本当に今回の案は、内容はもちろんですけども、読みやすさ、見やすさというところでもすごく考えられたものであると思います。

パブリックコメントには資料3をホームページには掲載するというをおっしゃっていましたが、資料2の概要版を拝見しますと、これもとてもわかりやすくまとめられております。事前に資料2を見て資料3を見るというのも一つ案かなと思いますが、この概要版というのはどのように活用していく予定でしょうか。

こども・若者政 概要版の活用につきましては、特にこの場面でということ想定しては
策課長（岩脇） ございませんけれども、こういった5年間の大きな計画の改定でございま
すので、それぞれこの内容をご説明させていただく際、あるいは市民の方
にまず手にとっていただく内容として、一つのパンフレットとしてそれぞ
れパブリックコメントの期間を超えても備えつけられるような、そんなも
のとしてとらえております。

磯部委員

ありがとうございます。

それから、少しお尋ねしたいのですが、この表紙になっている絵は、何
か意味があったりしますか。何となくわかるような気がしますが、コンセ
プトや思いがあって作られたものでしょうか。

こども・若者政
策課長（岩脇）

この表紙の挿絵につきましては、まずコンセプトがあって選んだもので
はございませんで、担当者がデザインとしてこちらに表示したものでござ
います。それで、その内容を確認いたしますと、こういった芽がこういう
鉢ではないんですが、この中から出てきて、それを、成長を支えるこうい
った雨粒を加えることで、まだこれから育っていく若い芽と、それから支
援していこうとする水滴といいますか、養分といいますか、それをかわい
らしく表示したものと工夫したというふうに聞いております。

磯部委員

ありがとうございます。何となくそれが伝わってきております。この箱
が今度キセラにできるセンターかなと思いながら拝見しておりました。

引き続き意見をよろしいでしょうか。パブリックコメントを募集する
ときの内容で、この資料1についてです。裏のページの5の問い合わせの表
記方法ですが、多分右端まで全部詰めて改行しているんだと思いますが、
電話番号になっていますので途中で切れるよりかは改行して頭から表示し
たほうがわかりやすいかと思いましたが、ご検討ください。

牛尾教育長

ありがとうございます。ほかにございませんか。

鈴木委員

意見です。いつも思うことは、どうあっても言葉にすれば引きこもりと
いうことになるのかもしれませんが、どうしても出てこれられない若い人た
ち、外へ出られない人たちに、どうすれば関わることができるのかなと常
々思っています。

まず、この計画が広く知られるということがその第一歩になるかなと思

い、何か明るい気持ちになっております。よろしくお願いいたします。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第38号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第7、議案第39号「川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども育成課長
(丸野) それでは、議案第39号「川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の制定について」ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、平成30年4月に「川西市立牧の台みどりこども園」を開園する予定のため、川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例第5条の規定に基づき、川西市立幼保連携型認定こども園における保育料等の徴収や減免などに関し、必要な事項を定めるため本案を提出するものでございます。

以下、規則の本文につきまして、議案書9ページからご説明いたします。

では、9ページをご覧ください。

条文の内容でございます。第1条において、川西市立幼保連携型認定こども園の保育料等に関して、必要な事項を定める当該規則の趣旨を規定しております。

第2条に、市立認定こども園に在園する園児が、月の中途に入園し、または退園した場合における、その月の保育料の額について、園児の認定区分ごとに定めております。

同条第1号では、幼稚園機能を利用する1号認定園児が月の中途に入園

した場合は、同条第2号では、1号認定園児が月の途中で退園した場合の算定方法を規定しております。1号認定園児は土曜日・日曜日が休みのため1か月を20日で割り戻すことを基準にしております。

同条第3号では、保育所機能を利用する2号・3号認定園児が月の中途に入園した場合を、同条第4号では、2号・3号認定園児が月の途中で退園した場合の算定方法を規定しております。2号・3号認定園児は日曜日のみが休みのため、1か月を25日で割り戻すことを基準としております。

このページの最下段から、次の10ページにかかります第3条では、延長保育料の特例を規定しております。延長保育は保育所機能を利用する2号・3号認定園児が利用対象で、19時まで、19時30分まで、20時までの3つの区分を設け、それぞれの区分で月額ならびに日額について、市立認定こども園保育料等条例で定めております。

ここでいう特例とは、月額で申し込んでいる方がその利用時間を超えて、さらに延長保育を利用する場合の保育料日額のことで、同条第1号では月額で申し込んでいる利用時間を30分以内超過した場合を、同条第2号では月額で申し込んでいる利用時間を、30分を超えて1時間以内延長した場合の日額追加料金を規定しております。

例えば、19時までの延長保育を申込み、月額を納めて利用している保護者が、事情等により19時を超えて19時30分までの時間内を追加利用した場合、その時間の延長保育料として、条例で規定している18時から19時までの日額500円と、18時から19時30分までの日額750円との差額である250円を追加料金とするものです。

同様に、19時30分から20時までの時間内を追加利用した場合、その時間の延長保育料として、18時から19時までの日額500円と、18時から20時までの日額1,000円との差額である500円を追加料金とするものです。

第4条では保育料等の額を決定または変更したときは、保護者に通知することを規定しております。

第5条では保育料等の徴収について、第1項で保育料と月額の延長保育料の納入期限は当該利用月の末日と定め、第2項で日額の延長保育料と一時預かり保育料の納入期限について、その利用月の実績を集計してからの請求になるため、当該利用月の翌月の末日と規定しております。第3項では1号認定園児の給食代は保育料と併せて徴収できる規定を、第4項では一時預かり保育に係るおやつ代は、一時預かり保育料と併せて徴収できることを規定しております。

第6条では保育料等の減免について、同条第1号で「失業や疾病等で生

活が困難となったとき」、第2号で「災害等により財産に損害を受け生活が困難になったとき」、第3号で「前2号のほかに特別な理由があるとき」のいずれかに該当し、市長が必要があると認めるときは、保育料等を減免することができる」と規定しております。

また、同条第2項では、減免する額及び減免の手続は、1号認定園児は市立幼稚園の例を、2号及び3号認定園児は市立保育所の例を準用して行うと定めております。

第7条では納められた保育料等は還付をしない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはこの限りではないと規定しております。

議案書11ページに移りまして、第8条に補則として、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めると規定しております。

最後に、付則におきまして、この規則は平成30年4月1日から施行すると定めております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第39号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては、可決されました。

牛尾教育長

では次に、日程第8、議案第40号「川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育室長
(岸)

それでは、議案第40号「川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定」につきましてご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。本案は、川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1

号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、夏季休業日の取扱いを変更するに当たり、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

児童生徒が学習に集中できる快適な環境を創出するため、本市におけるすべての小・中・特別支援学校において空調を整備し、平成29年度2学期から稼働しました。

これにより、快適な環境で学習に取り組めることから、平成30年度及び31年度において、夏季休業期間の短縮を試行実施して年間授業日数を3日間増やし、弾力的な教育課程の編成や新たな教育課題への対応など、児童生徒の学力の充実に向けた取組や豊かな学びのある教育活動の推進に向けて検証を深めるため、本改正を行うものです。

改正案の内容につきましては、13ページでございますが、新旧対照表でご説明いたします。

議案書の14ページをお開きください。

第2条の「学期」において、第1学期を「4月1日から7月31日まで」、第2学期を「8月1日から12月31日まで」に改めます。

次に、第3条第1項の「休業日」において、第5号の「夏季休業日」を「7月21日から8月28日まで」に改めます。

第2条の「学期の改正」につきましては、来年度、8月29日より2学期とすることから、2学期の期間を改正する必要があるためでございます。規則の施行日は、平成30年4月1日からとしております。

なお、平成31年度の夏季休業日につきましては、「7月21日～8月27日」に改めることから、平成30年度に改めて規則を改正する予定でございます。

今回、可決いただきました後、11月下旬から12月上旬を目途に、保護者に周知させていただく予定でございます。

説明は、以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第40号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては、可決さ

れました。

牛尾教育長 では次に、日程第9、諸報告であります。諸報告1「住民訴訟の判決について」事務局から報告をお願いいたします。

こども・若者政 それでは、諸報告の1、住民訴訟の判決についてご説明申し上げます。
策課長（岩脇） 資料1をご覧ください。

本件は、昨年11月に神戸地方裁判所に提訴されておりました住民訴訟について、本年10月24日付で判決がありましたことから、その内容をご報告させていただきます。

本件訴訟の主な内容は、幼保連携型認定こども園の整備用地として市が貸与した向陽台3丁目地内の土地について、原告側は当該土地がその事業用地として不相当であることなどを主張して、当該土地の賃貸借契約の締結が違法な行為にあたることの確認などを求めたものでございます。

この事案に対するこのたびの判決の内容であります。資料1の2項目に判決の主文にあたる部分を記載しておりますが、「原告らの請求をいずれも棄却する」「訴訟費用は原告らの負担とする」というものでありまして、被告である川西市の主張が全面的に認められた判決となっております。

なお、原告側はこの判決を不服として、すでに控訴の手続をされているとのことを確認しております。現時点では、控訴理由書などが届いていないことから詳細は把握できておりませんが、これによりまして、本件は大阪高等裁判所において、引き続き審議されることとなっております。説明は以上でございます。

牛尾教育長 只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長 それでは諸報告1については以上といたします。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
 次回の定例教育委員会は、12月21日（木）午後2時から、庁議室において開会の予定です。

牛尾教育長 これもちまして、第18回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。ご苦労さまでした。

[閉会 午後3時1分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成29年12月21日

署名委員 加藤 隆一郎 ⑩

鈴木 温美 ⑩